

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 8 日現在

機関番号：31305
研究種目：若手研究(B)
研究期間：2014～2016
課題番号：26780023
研究課題名(和文) 国際法学における「国際組織のアカウンタビリティ」概念の形成と展開：その意義と課題

研究課題名(英文) Formation and Evolution of "Accountability of International Organization" in International Law

研究代表者
佐俣 紀仁 (SAMATA, Norihito)
東北医科薬科大学・薬学部・講師

研究者番号：10612533
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：「国際組織のアカウンタビリティ」という概念は、今日広く用いられるようになってきている。本研究では、この概念の形成過程を探り、その上で、現段階でどの程度国際法において受容されているかを明らかにした。少なくとも学説および国際組織の実行においてはこの概念が受容されていることには疑いはない。しかし他方で、概念はまだ収斂の途上であり、現段階では極めて多義的であること、加えて、裁判や実定国際法にはまだ反映されていないこと等が示された。

研究成果の概要(英文)：The objective of this research is to investigate the concept of "Accountability of International Organizations" in international law, focusing on its origin and current status in the academic discussion and international law practices. According to the results, the concept became generally accepted in the theory, regardless of the differences in definition. On the other hand, it is fair to say that the concept has not become a part of positive international law.

研究分野：国際公法

キーワード：国際組織の責任
国際責任
国際組織のアカウンタビリティ
グローバル行政法
世界銀行
国際連合
アカウンタビリティ・メカニ

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際組織の活動を国際法学の観点から分析・検討する場合、近年、「国際組織のアカウントビリティ」という概念を用いる研究が急増している。この概念の意義は、ソフトローや勧告的な権限しか付与されていない制度の機能に着目しながら、組織の権限行使を制約する新たな法的枠組みを提供するという点にあると言われる (e.g., Dekker, “ Making Sense of Accountability in International Institutional Law ”, Netherlands Yearbook of International Law, vol. 36, p. 83.)。また、「アカウントビリティ」は、「立憲主義 (constitutionalism)」と呼ばれる立場においても、国際組織の活動に対する制約の理論として重要な意味をもつものと位置づけられる (丸山「国連安全保障理事会における立憲主義の可能性と課題」国際法外交雑誌 111 巻 1 号 (2012 年) 20 頁等)。このように、今日、「国際組織のアカウントビリティ」は、国際組織の権限行使の制約に関する規範および制度の総体を示す概念として、国際法学、特に国際組織法分野における記述的な議論、規範的な議論の双方で広く用いられる。

(2) しかし、「国際組織のアカウントビリティ」を、組織の権限行使の制約という観点からのみ捉えることは適切ではない。研究代表者は、世界銀行 (以下、世銀) 等、経済開発分野に関する国際組織の活動に着目して、「国際組織のアカウントビリティ」という概念の下で、国際組織の活動にいかなる変化が生じているのかを研究してきた。この結果、設立協定上、加盟国から明示的に付与されていない国際組織の権限 (特に、人権・環境等のいわゆる「普遍的価値」に関する権限) を引き出す際の根拠として、「国際組織のアカウントビリティ」が援用される場合があることを明らかにした。この意味で、国際組織のアカウントビリティは、組織の権限行使を拡大し、また正当化するという契機も含む。

また、「国際組織のアカウントビリティ」には、国際組織と加盟国との関係を変化させるという側面もある。近年では、「国際組織のアカウントビリティ」を求める国家の側が、国際組織の活動に違法に介入している危険性が指摘されている (Blokker, “ International Organisations as Independent Actors: Sweet Memory or Functional Necessary? ”, in Wouter (et al.), *Accountability for Human Rights Violations by International Organisations* (2010), p. 37.)。

(3) 以上の背景を踏まえ、研究代表者は、「国際組織のアカウントビリティ」を求める議論の高まりに伴って、設立条約を通じ特定の任務と権限を付与された、かつ、国家から独立した法主体、という国際組織の法的性質に関する通説的理解が再検討を迫られている、という着想に至った。

2. 研究の目的

本研究は、「国際組織のアカウントビリティ」概念の国際法理論上の意義と課題を整理することを目的とする。具体的な研究目的は次の通りである。

(1) 「国際組織のアカウントビリティ」概念の形成

行政学や国際関係論等では、「アカウントビリティ」概念には複数の系譜が存在し、それぞれ異なる機能や意義があることが指摘される。その中には、ある組織の業績志向型アカウントビリティ等、必ずしも組織の制約を主眼に置かないものもある (蓮生『国連行政とアカウントビリティの概念』(2012 年) 等)。他分野の議論とは異なり、国際法学における「国際組織のアカウントビリティ」では、権限行使の制約という一面に議論が集中するのはなぜか。そこで、本項目では、国際法協会 (ILA) による 2004 年の最終報告書採択までを国際法学における「国際組織のアカウントビリティ」概念の「形成過程」と位置づけ、国際組織の実行およびそれに対応する学説の発展過程を辿る。この作業を通じ、同概念が、いかなる問題意識の下に国際法学に導入されるに至ったのかを明らかにする。

(2) 「国際組織のアカウントビリティ」概念の展開

今日、国際組織法の代表的な教科書 (Schermers & Blokker, *International Institutional Law* (2012) 等) において、「国際組織のアカウントビリティ」概念についてまとまった記述がなされるようになった。また、「立憲主義 (constitutionalism)」、「グローバル行政法 (global administrative law)」と呼ばれる立場も、同概念を重要視する。そこで、本項目では、現代の国際法理論における「国際組織のアカウントビリティ」概念の展開状況を検討する。

また、国際社会において「国際組織のアカウントビリティ」を確保するという認識が定着するに伴い、新たな課題が生じている。例えば、「国際組織のアカウントビリティ」を権限の制約要因と捉える場合、国際組織の側からは、同概念の拡大により、弾力的な業務遂行が阻害されるという懸念が示される。他方で、「国際組織のアカウントビリティ」が国際組織の権限拡大の正当化根拠として援用される面に着目すると、無軌道な権限拡大の歯止めとなる理論が求められる。そこで、本項目では、これらの課題を克服するため手がかりを得ることを目指す。

3. 研究の方法

本研究で取り組んだ課題と具体的な検討方法を示す。

(1) 「国際組織のアカウントビリティ」概念の形成

「アカウントビリティ」という概念は、設立直後の国連の実行等に関連して、国際組織の法的性質をめぐる国際法委員会（ILC）初期の議論等で散見される。そこで、ILA が同主題に関する研究作業に着手する以前に、国際組織の活動に関するいかなる法的問題が「アカウントビリティ」という概念の下で論じられていたのか（あるいはいなかったのか）を分析した。さらに Berman, Shaw, Wellens らの著作および関連する実行を補助線として用いながら、2004 年の ILA 最終報告書の問題意識と議論の構造を精査した。合わせて、行政学等における「アカウントビリティ」概念と ILA の立場の比較検討を行い、後者の特殊性およびその背景も探った。

（２）「国際組織のアカウントビリティ」概念の展開（2004 年～現在）

「国際組織のアカウントビリティ」を国際法理論との関係で論じた 2004 年以降の各種文献を精読し、今日、国際法理論において同概念がいかなるインパクトをもつものとして展開しているのかを分析した。この際、「立憲主義」、「グローバル行政法」といった比較的新たな理論的立場をとる研究も分析の対象とした。加えて、今日、「国際組織のアカウントビリティ」を確保すると位置づけられている諸制度の手續および実行も分析の対象とした。さらに、今日、「国際組織のアカウントビリティ」という概念による権限行使の制約と、組織の自律性を確保することとのバランスが新たな課題となっている（Collins & White (eds.), *International Organizations and the Idea of Autonomy* (2011)）。そこで、上述の具体的な制度の分析を踏まえて、組織の権限行使の制約と組織の自律性とを調整するための方策を考察した。

4. 研究成果

（１）「国際組織のアカウントビリティ」概念の形成

国際組織のアカウントビリティという概念は、世界銀行や国際通貨基金のコンディショナリティが引き起こす弊害、平和維持活動に伴い生じる領域国国民の救済等の具体的な社会問題との関係で、国際組織の業務の改善を求める議論で用いられるようになった。この意味で、当初は、個別かつ具体的な文脈で個々の組織の抱える業務上の問題がアカウントビリティの問題として認識されていた。国際組織全てに適用されうる一般論としてアカウントビリティが盛んに論じられるようになったのは、1995 年の Institut de droit international の研究成果が公表されてからである。1995 年のこの研究成果は、国際組織が、主権国家（とりわけ加盟国）に対して負う法的責任の問題を主たる検討の対象としている。こうした文脈を中心に、国際組織の「責任」の問題がアカウントビリティの名の下に検討されるようになった。ア

カウタビリティに関する議論の射程が質的・量的に顕著に変化するの、2004 年の International Law Association の報告書が一つの契機になっている。ここでは、主権国家に対する国際組織の責任のみならず、私人や NGO 等の「市民社会」を含む、第三者の利益保護の問題が重点的に扱われるようになった。すなわち、国際組織がアカウントビリティを負うとされる範囲・客体が、急激に拡大していることが注目される。

（２）「国際組織のアカウントビリティ」概念の展開（2004 年～現在）

2004 年の ILA 「国際組織のアカウントビリティ」に関する報告書以降の諸学説に焦点を当てて、国際法学において現段階までにこの概念がいかに普及し、受容されているのかを検討した。特にこの過程では、ドイツ・マックスプランク比較公法国際公法研究所に 5 ヶ月間滞在し、欧州諸国を中心に最新の研究動向の把握に務めた。これらの諸学説を検討した結果、今日、「国際組織のアカウントビリティ」を論じる議論には、大別すると、責任（responsibility）法理論の補完、国際組織の正当性・正統性確保、国際法主体論への影響といった文脈で「国際組織のアカウントビリティ」の理論的な意義が見いだされていることが明らかになった。特に、この点との関係では、責任（Responsibility）法理が被害救済（特に私人に生じた被害）との関係で限界を抱えるという観点から、より現実的な紛争解決・苦情処理の枠組が、アカウントビリティという概念から考察されている。

しかし他方で、これらのことから国際法学において「国際組織のアカウントビリティ」が受容されたと言えるかは即断できない。まず、そもそもアカウントビリティとは何かという概念の定義について多様な見解が存在する。こうした定義に係る問題については、一定程度の見解の収斂が見られるが、今後、議論状況を注視していく必要がある。

また、「国際組織のアカウントビリティ」概念は、現時点では条約上の概念でも慣習法上の概念でもない。今後、この概念が構学上の概念から実定法に取り込まれて発展するのか、あるいは構学上の概念にとどまるのか（はたまた、構学上の概念としてすら成熟せずに衰退するのか）は状況の推移を慎重に見守り、その背景を考察する必要がある。この点との関係では、開発金融機関等の国際組織を中心に、アカウントビリティ確保を任務とする内部的な機関・制度が、裁判機関との機能的な相違を際立たせる方向で発展していることが注目される。

「国際組織のアカウントビリティ」という概念は、少なくとも国際法学説上は受容されつつあり、国際組織の日常的な活動において既に広く用いられている。今後の継続的な課題は、「アカウントビリティ」なる概念の下

で国際組織の活動にいかなる変化が生じているのか(いないのか)、あるいは、その概念が具体的に何を意味するものとして用いられているのか、等を冷静に分析していくことであると考え。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

佐俣紀仁、国際機構のアカウントビリティー、国連ジャーナル、査読無し、2017 年春号、2017 年、52-55 頁

佐俣紀仁、世界銀行のアカウントビリティーとインスペクション・パネルの機能-「国際組織のアカウントビリティー」の法的位置づけに関する一考察、国際法外交雑誌、査読有り、113 巻4号、2015 年、96-122 頁

佐俣紀仁、国際組織の活動における合法性確保のための制度枠組に関する一考察 世界銀行のインスペクション・パネルを通じた国際法の遵守確保を素材に(二・完)、法学、78 巻2号、2014 年、45-130 頁

佐俣紀仁、国際組織の活動における合法性確保のための制度枠組に関する一考察 世界銀行のインスペクション・パネルを通じた国際法の遵守確保を素材に(一)、法学、78 巻1号、2014 年、34-92 頁

[学会発表](計 3 件)

Norihito SAMATA, "The Common Heritage of mankind Principle in the Negotiation for a New International Legally Binding Instrument on BBNJ", The 6th Sino-Japan Workshop on the Law of the Sea, 2017/2/16, Ritsumeikan University (京都府・京都市)

佐俣紀仁、「人類の共同財産」概念の現代的展開、国際法学会 2016 年度研究大会、2016 年 9 月 11 日、静岡グランシップ(静岡県静岡市)

佐俣紀仁、「国際組織」のアカウントビリティーをめぐる国際法理論上の諸問題-国際開発金融機関のアカウントビリティー・メカニズムを素材に、日本国際連合学会 2014 年度研究大会、2014 年 6 月 30 日、北九州市立大学(福岡県北九州市)

[図書](計 2 件)

Francesco Seatzu, Paolo Vargiu, Norihito Samata, et al., *Accountability in International Financial Institutions* (Ashgate, Forthcoming).

小田滋・佐俣紀仁(編集協力) 小田滋・回想の法学研究、東信堂、2015 年、全 342 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐俣 紀仁 (SAMATA, Norihito)
東北医科薬科大学・薬学部・講師

研究者番号：10612533